

## 8. 社団法人 札幌青年会議所入会金基金規定

### 第1条

1) 法人札幌青年会議所（以下「本会」という。）は北海道および札幌市経済、文化並びに福祉の増進に貢献せんとする事業又、その他理事会で承認する目的遂行のため本会入会金基金を設定する。

2) 会員の未収入金は、本基金会計より補填することができる。

第2条 基金の運営並びに支出は理事会の決議により理事長が行う。

第3条 本基金は次の事項に掲げるものをもって収入とする。

1) 入会金拠出金（入会金の50%）

2) 寄付金

3) その他の収入

第4条 本基金の支出は、前年度に発生した利息と当該年度会員拠出金との合計額を限度として支出することができる。

第5条 本基金は特別会計とし、毎年12月決算を行う。

第6条 理事長は予算および決算を作成し、一般会計と同様の手続きにより総会の承認を得なければならない。

### 附 則

本規定は昭和63年11月24日より施行する。

平成5年11月12日一部改正

平成6年11月25日一部改正